



平成 25 年 5 月 20 日

土地・建設産業局地籍整備課

平成 25 年度地籍整備推進調査費補助金の募集開始 ～民間事業者等への直接交付制度が創設されました～

本日、平成 25 年度地籍整備推進調査費補助金（民間事業者等直接交付分）について、補助金交付を希望する民間事業者等の募集を開始しますので、お知らせします。

1. 事業の概要

土地の境界等を明確にする地籍調査の進捗率は、平成 23 年度末現在、50%にとどまり、特に都市部（DID 地区）では 22%と進捗が遅れています。一方、都市部を中心に行われている開発事業等による地籍調査以外の測量成果については、国土調査法第 19 条第 5 項の国土交通大臣指定を受ければ、地籍調査と同等のものとして扱われ、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害からの復旧・復興やまちづくりの迅速化などが図られます。

国土交通省では、地方公共団体や民間事業者等が国土調査法第 19 条第 5 項指定申請等を通じて測量成果を地籍情報として整備しようとする際に、必要な経費を補助する、地籍整備推進調査費補助金制度を設けています。これまで民間事業者等が補助を受ける場合には、地方公共団体が補助制度を設けている必要があり、普及への支障となっていました。

そこで平成 25 年度から制度を拡充し、地方公共団体が補助制度を設けていなくても、国が測量経費の 1/3 以内を直接交付することが可能となりました。

この度、補助金交付を希望する民間事業者等の募集を開始するものです。

2. 今後の日程

平成 25 年 5 月 20 日（月）	募集開始
平成 25 年 6 月 28 日（金）	募集締切（応募受付期間中であっても募集を終了する場合があります）
平成 25 年 7～8 月	助成対象の選定
平成 25 年 8 月～	測量（地籍整備推進調査）の実施

3. 募集要領

資料 1 のとおり

☆応募申請書は、以下のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

〈問い合わせ先〉

土地・建設産業局地籍整備課

課長補佐 松本（内線 30-516）

係長 望月（内線 30-525）

（代） 03-5253-8111 （直） 03-5253-8384 （FAX） 03-5253-1580